

別紙 2 <副地区ガバナーの空席補充規則>

第 1 副地区ガバナー空席補充にあたっては、以下の規則に従って行われます。

根拠となる規則については、ライオンズクラブ国際協会 国際付則第 9 条第 6 項(d)、標準版地区付則第 2 条第 6 項です。

副地区ガバナーの空席補充規則

第 1 又は第 2 副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、前地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナー並びに 地区内の正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際役員全員の会議を、地区ガバナーが招集する。

残る任期の第 1 又は第 2 副地区ガバナーとして有資格のクラブ会員を任命することが、この会議出席者の義務である。空席を埋めるに当たり、この会議に出席するよう案内状を同会議の 15 日前までに出すのは、地区ガバナー、あるいは地区ガバナーにその任務遂行が不可能な場合には、それが可能な最も近年の元地区ガバナーの義務であり、会議の議長を務めるのも同ガバナーの責任である。議長は、会議の結果を 7 日以内に国際本部に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員には、選びたいライオンに対して 1 票を投ずる権利が与えられる。

第 1 又は第 2 副地区ガバナー職の空席を補充するために選ばれるライオンは：

- (a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 所属クラブの推薦、あるいは所属地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (c) 第 1 又は第 2 副地区ガバナー就任の時点で、
 - (i) ライオンズクラブの役員 (※) として全期又は過半の期間、かつ
 - (ii) 地区キャビネットの構成員 (※) として全期又は過半の期間を務めた者でなければならない。
 - (iii) 上記のいずれも、同時に達成させていない。
- (d) 地区ガバナーとして全期又は過半の期間務めていない。

※ 第 1 副地区ガバナー空席補充の対象となる役職について（複合地区会則第 16 条、標準版ライオンズクラブ会則第 7 条第 1 項による）

1 ライオンズクラブの役員

会長、前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング・コミュニケーション委員長、会員委員長

2 地区キャビネットの構成員

第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長